

氏名		受験番号	
----	--	------	--

2026年度 大学院入学試験問題

法学研究科

私法専攻 博士前期課程 <外国人留学生入試>

小論文

以下の[I]および[II]の両方の問題に日本語で答えなさい。

[I] 以下の法律専門用語のうち、4つを選択し、それぞれの法律専門用語を（番号を付して）、150字程度で説明しなさい（配点40点）。

(1) 準公知、(2) 先順主義、(3) 特許審判、(4) 職務発明、(5) 知財高裁、(6) 準拋法 (7) 実用新案権、(8) 定型約款、(9) 経営判断の原則、(10) 弁論主義、(11) 属人法主義、(12) 即時取得、(13) 表見代理、(14) 公開会社、(15) 財産引受、(16) 前払式支払手段、(17) 独立役員、(18) 逸失利益、(19) 法律回避、(20) 特別支配株主、(21) 反致、(22) 片面的強行規定、(23) 一物一権主義、(24) 団体交渉権、(25) 仮執行の宣言、(26) 定期金賠償、(27) 法律要件分類説、(28) 債権、(29) 物権法定主義、(30) 遺留分

[II] 次の問題のうち一問を選択して（番号を付して）、法的観点から説明しなさい（配点60点）

(1) ビジネスと人権に関して、それぞれの専攻を考えている法律分野において、どのような影響が生じているか、具体的な例（法改正、紛争事案等）を挙げながら、法的論点を明確にした上で、説明しなさい。

(2) 現行法の解釈では結果の妥当性の観点から問題があり、立法的な解決が必要と考えられる問題に関して、それぞれの専攻を考えている法律分野を前提に、具体的な事例（紛争事案等）を挙げながら、どのような立法論が考えられているか、その内容について、あなたはどのように評価するか、法的論点を明確にした上で、説明しなさい。

氏名		受験番号	
----	--	------	--

2025年度 大学院入学試験問題

法学研究科

私法専攻 博士前期課程 <外国人留学生入試>

小論文

以下の[I]および[II]の両方の問題に日本語で答えなさい。

[I] 以下の法律専門用語のうち、4つを選択し、それぞれの法律専門用語を（番号を付して）、150字程度で説明しなさい（配点40点）。

(1) 実体法、(2) 物権法定主義、(3) 特許審判、(4) 社団・財団、(5) 知財高裁、(6) 準拋法 (7) 倉庫証券、(8) 法人格否認の法理、(9) 経営判断の原則、(10) 弁論主義、(11) 属人法主義、(12) 著作者人格権、(13) 表見代理、(14) 公開会社、(15) 実用新案権、(16) 前払式支払手段、(17) 社外監査役、(18) 常居所、(19) 法律回避、(20) 特別支配株主、(21) 反致、(22) 片面的強行規定、(23) 先発明主義、(24) 団体交渉権、(25) 仮執行の宣言、(26) 配偶者居住権、(27) 法律要件分類説、(28) 債権、(29) 契約自由の原則、(30) 遺留分

[II] 次の問題のうち一問を選択して（番号を付して）、法的観点から説明しなさい（配点60点）

(1) SNSによる誹謗中傷をめぐり、法的観点から、どのような問題が考えられるか、具体的な例を挙げながら、説明しなさい。

(2) 科学技術の発展によって、それぞれの専攻を考えている法律分野において、どのような影響が生じているか、具体的な例（法改正、紛争事案等）を挙げながら、法的論点を明確にした上で、説明しなさい。

氏名		受験番号	
----	--	------	--

2026年度 大学院入学試験問題

法学研究科

私法専攻 博士前期課程 <特別入試>

小論文

次の問のすべてに解答しなさい。

1. 著作権関連により記載できません。

出典

鎌田馨「対抗問題と第三者」星野英一ほか編『民法講座第2巻』（有斐閣、1984年）91-92頁

2. 債権譲渡の対抗要件に関して、債務者を債権についてのインフォメーションセンター（レファレンスセンター）にすると説明されることがある。この説明の意味について、適切な具体例を設定して解説しなさい。特に譲渡人をインフォメーションセンターとするのが適切でない理由について必ず言及しなさい。

3. 民法 709条に関して、違法性説について説明しなさい。この際には、2004年改正（現代語化）前の内容について言及するとともに、必要ならば、判例の変遷についても説明しなさい。

氏名		受験番号	
----	--	------	--

2026年度 大学院入学試験問題

法学研究科

公法専攻 博士前期課程 <特別入試>

小論文

以下の文章を読み、下記の各設問に解答しなさい。

「 所得税法は、不動産所得の金額の計算上必要経費の控除を認め（同法 26 条 2 項）、事業所得の金額の計算上必要経費の控除を認める（同法 27 条 2 項）などし、各所得ごとに必要経費の控除を認めている。また、①同法が必要経費の控除を認めているのは、所得を得るための支出という投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けるためであると解される。

そうすると、所得税法は、各所得ごとに必要経費の控除を認めているので、必要経費に当たるか否かは、当該所得の必要経費に当たるかという観点から判断する必要がある。また、課税すべきではない必要経費に係る部分と、そうではない所得の消費支出等に係る部分との区別を明確に行う必要がある。そして、……②家事費及び家事関連費に係る規定をみても、消費支出である家事費を必要経費に算入することを認めず、家事関連費については厳格な要件を満たした場合にのみ必要経費に算入することを認めることとしている。

……以上のような所得税法及び所得税施行令の規定やその趣旨に照らせば、③必要経費に該当するといえるためには、所得を生ずべき業務と何らかの関連性を有する費用というだけでは足りず、所得を生ずべき業務と直接的な関連性を有し、かつ、当該業務の遂行上必要な費用であることを要すると解するのが相当である。また、その該当性の判断は、関係者の主観的判断を基準とするのではなく、当該費用に係る個別具体的な諸事情に即し、社会通念に従って客観的に判断されるべきであると解するのが相当である。〔下線及び番号①～③は出題者による〕

(大阪地判令和 6 年 3 月 13 日判タ 1524 号 124 頁)

設問 1

下線部①について、所得金額を計算する際に控除される「必要経費」は、どのような概念であるか、これに該当する具体例も挙げ、所得概念との関係からも説明しなさい。

設問 2

下線部②にある家事費と家事関連費について、その具体例も挙げながら、所得税法には、どのような規定がされているのか、条文番号も示して説明しなさい。

設問 3

下線部③について、必要経費に該当するための要件を、このように関連性と必要性の 2 要件で整理することは妥当であるかについて簡潔に論じた上で、関連性要件に直接性を求める本判決の立場について、異なる見解にも論及しながら、あなたの見解を論じなさい。

以上